

各部課長等各位

企画調整部長 佐藤次博
(公印省略)

平成31年度予算執行方針について（通知）

にかほ市財務規則第13条に基づき、次のとおり平成31年度予算執行方針を定めたので通知します。趣旨を貴所属職員に周知徹底するとともに、予算の適切・適正な執行に努めるようお願いいたします。

◎ 予算編成及び財政見通しについて

平成31年度当初予算は、「第2次にかほ市総合発展計画」に掲げた、まちづくりの基本理念に基づく施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとし、市長公約の実現に向けた事業を軸に予算を配分したところである。

予算編成にあたっては、最重要課題である人口減少対策に主眼を置き、「まちの魅力向上」に向け、「産業の活性化」、「子育て支援の充実」、「交流人口の拡大」及び「移住定住の促進」などに重点を置いている。

平成31年度一般会計予算の総額を128億300万円（対前年度比1.3%減。以下、増減はすべて対前年度比）、特別会計と企業会計を合わせた総額を195億829万5千円（0.5%減）と定めている。

一般会計の歳入では、市税を景気の回復基調による給与所得の増加などを見込み0.4%増の27億3,444万2千円、国県支出金を3.1%減の23億1,246万4千円、市債を平沢小出2号線道路改良事業や象潟公民館改修事業の完了などにより32.2%減の7億3,430万円などとしている。また、地方交付税は前年度と同額の52億円としているが、普通交付税の実質的代替財源である臨時財政対策債は19.6%減の3億5,300万円を見込んでいる。

同じく歳出では、人件費を0.1%減の22億3,256万3千円、扶助費を障害福祉サービス給付費などの増加を見込み1.5%増の23億2,723万2千円、公債費を市債の償還終了などにより16.0%減の16億4,577万1千円とし、これら義務的経費の総予算額における構成割合は48.5%と依然として高い割合を占めている。このほか、普通建設事業費などの投資的経費を平沢小出2号線道路改良事業の完了などにより1.1%減の11億8,633万2千円、物件費を風力発電施設ゾーニング事業の実施などにより1.5%増の23億3,457万4千円などとしている。

今後の財政見通しについて、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は人口減少や景気の先行きの不透明感などから今後も大幅な増収を見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減により減額されるなど、厳しい状況が続く見込みである。他方、歳出では、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等の経費増大、加えて消費税引上げによる歳出増加などが見込まれ、収支不足の拡大が懸念される。

これらの状況を踏まえ、平成31年度予算執行においては、将来像「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち 住みたいまち にかほ」の着実な実現に向け、引き続き、歳入確保と歳出抑制に取り組むとともに、効率的かつ効果的な行財政運営を図るものとし、予算執行にあたっては、以下の基本方針によるものとする。

1. 全般的事項

- (1) 施策の推進にあたっては、関係団体をはじめ市民に広く周知し、十分に理解と協力を求めるとともに、効率的な予算執行を図るため、事前に関係部課等との十分な連絡調整を行い、執行にあたって支障のないよう対応すること。
- (2) 市民との関わりのある予算については、市民の意見を広く聴き、協働の考え方を取り入れる工夫をした予算執行に努めること。
- (3) 行財政改革については、平成27年3月策定の『第3次にかほ市行財政改革大綱「(平成27年度～31年度)計画」』を基本に、行政コスト削減等に積極的に取り組むこと。
- (4) 職員は、「にかほ市自治基本条例」及び「第2次にかほ市総合発展計画（前期基本計画）」に基づき、『市民との協働のまちづくり』の推進を念頭に置き、市民のために予算を執行するという自覚を持つこと。具体的な事務事業の執行にあたっては「何を目的として誰のために行うのか」を常に意識するとともに、市民ニーズ等を的確に把握し、行政サービスの充実と向上に努めること。
- (5) 事業執行にあたっては、関係法律・条例・要綱等との整合性を確認し、補助事業等においては補助要件の充足状況を確認するなど常に法令・財源を意識した事業執行に努めること。（別添①「補助事業における補助要件等の確認について」を参照）
- (6) 財務規則第117条(随意契約によることができる場合)の上限額を超える契約は、原則として公平かつ経済性のある競争入札による契約とすること。
- (7) 予算執行時に事業内容の変更や新たな予算措置が必要となった場合には、事前に企画調整部長及び総合政策課長と協議すること。

2. 歳入に関する事項

- (1) 市税及び国民健康保険税等の徴収については、現年課税分の納期内納入に努める

とともに、県との連携やにかほ市収納対策推進本部による全庁的な取り組みにより滞納整理に全力を挙げ、収納率の向上に努めること。また、滞納整理による不納欠損等については、法令に基づき適正に対応すること。

- (2) 各種負担金・使用料等については、常に納期内納入に努め、未収金が発生しているものについては、徴収の取り組みを強化し、収納率の向上に努めること。
- (3) 国・県の補助金については、制度改正等、常に動向を的確かつ速やかに把握するため情報収集に努め、最大限の確保を図るために適切な対応を図ること。
- (4) 所管する市有財産を有効活用し財源を確保する取り組みを継続すること。
- (5) 広告収入、ネーミングライツやクラウドファンディングの導入など新たな財源確保について、積極的に検討し、財源創出に努めること。
- (6) 歳入予算の調定については、財務規則を遵守し、調定の手続き、時期等、的確に行うこと。
- (7) 歳入全般について、最低限、予算計上額を確保するとともに、さらに増収に努めること。

3. 歳出に関する事項

- (1) 各事業の執行にあたっては、最少の経費で最大の効果を上げることが基本に、より一層の経費縮減に努めるとともに、事業効果の向上を図ること。
- (2) 予算の執行にあたっては、可能な限り早期執行を図ること。
厳しい財政状況を踏まえ、事務事業の再精査を行った上で年間執行計画を作成し、予算に計上した事業の目的が十分に達成できるよう、適正な執行を図ること。
- (3) 国・県の施策見直し等により、補助金等の特定財源が当初見込みよりも減額される見通しとなった場合には、原則として当該事業は執行停止とする。少額でも一般財源へ振り替わる場合には、必ず、事前に企画調整部長及び総合政策課長と協議すること。
- (4) 委託事業については、実施時期、費用対効果等を再検証し、効率的な執行に努めること。また、指定管理者制度を導入した施設については、適切な管理運営が行われるように対応すること。
- (5) 補助金等の交付にあたっては、事業内容を精査し、にかほ市補助金等の交付に関する規則及び各交付要綱等により適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。実績報告書は遅滞なく提出するよう指導するとともに、経理、使途、成果等を審査し、必要に応じて現地調査等を行うこと。
- (6) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用を図るとともに、課長、班長が常に職員の業務内容を把握しながら、事務改善等により削減に努

めること。

- (7) 「予算を使い切る」という概念を払拭し、効率的な予算執行や契約請差等により不用となった予算は、減額補正あるいは不執行とすること。なお、止むを得ず執行しなければならない場合は、事前に総合政策課長と協議すること。
- (8) 監査委員による指摘事項（決算審査、定期監査等）については、改善し、適正な執行に努めること。
- (9) 市内企業（業者）への発注を原則とする。
- (10) 「にかほ市障がい者就労施設等優先調達方針」（別添②「にかほ市障がい者施設等優先調達方針」等を参照）により、同施設への発注に配慮すること。
- (11) 投資的事業については、国・県の動向に十分に留意し、コストの更なる縮減等を図り、他の工事との関連、実施時期等を見極め、円滑・着実な執行に努めること。
工期の遅れ等により年度内完成が危ぶまれるものについては、その事態が発生した時点で、企画調整部長及び総合政策課長と協議を行い適切に対応すること。
- (12) 平成30年度から平成31年度への繰越明許費については、早期に適正な執行及び完了に努めること。
平成31年度事業については、年度内完了に努め、安易に翌年度への繰越明許の措置を講じることのないよう計画的に事業を執行すること。

4. 特別会計及び企業会計

特別会計及び企業会計については、独立採算性の原則に則り、一般会計からの繰入金などに依存することなく、健全財政の保持と効率的かつ効果的な事業運営に努め、積極的に歳入確保を図るなど、経営的な視点を持って執行に努めること。

5. 予算配当

財務規則第15条の規定に基づく歳出予算の配当は、年度当初における全額配当とする。